

# 大分県報

平成三十年  
号外 (三〇)  
三月三十日

(金曜日)

## 目次

### 規則

児童福祉法施行細則の一部改正……………一

### 規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第十八条の二十九第一項」の次に「第十八条の二十九の二第一項」を加え、同条第二項中「第二十五条の二十二」を「第二十五条の二十二第一項」に改める。

第三号様式の二中「社団法人」を「一般社団法人」及び「財団法人」を「一般財団法人」に改め、同様式の付表一中「看護師」を「看護職員」及び「第21条の5の15第2項各号」を「第21条の5の15第3項各号」に改め、同様式の付表二中

従業員数	常勤 (人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤 (人)						
備考							

を

基準上の必要人数 (人)				
--------------	--	--	--	--

従業員数	常勤 (人)	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤 (人)								
備考									
基準上の必要人数 (人)									

従業員数	常勤 (人)	専従	兼務	専従	兼務
	非常勤 (人)				
備考					
基準上の必要人数 (人)					

従業員	常勤 (人)	障害福祉サービス経験者	指導員	嘱託医	看護師		
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
備考							

を





附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の児童福祉法施行細則第三号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。